

各 位

静岡大学大学院人文社会科学部研究科

本研究科の学生募集要項については、次項以降に掲載しておりますが、**実際の出願にあたっては****下記の請求方法により、学生募集要項を入手し、所定の様式により出願**をお願いします。

記

学生募集要項の請求方法について

(1) 窓口で請求する場合

学生募集要項は人文社会科学部学務係で配付します。

(2) 郵送にて請求する場合

定型封筒（長形又は角形）の表の左下に、「大学院人文社会科学部研究科募集要項請求（**社会人リカレント修士特別選抜 令和6年4月期入学**）」と朱書きし、裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名を記入の上、次の「返信用封筒」を同封して人文社会科学部学務係宛に送付してください。

募集要項は無料ですが、郵送料についてはご負担願います。

「返信用封筒」（本学からの募集要項送付用封筒）

- ・規格 角形2号封筒（33cm×23.5cm）
- ・請求者の郵便番号、住所、氏名を明記
- ・360円分切手※（速達希望の場合は690円分切手）を貼り、折りたたんで大学に送付する封筒に入れてください。（※「ゆうメール」料金）

(3) 担当窓口及び請求先

〒422-8529 静岡市駿河区大谷836

静岡大学人文社会科学部学務係（共通教育L棟0階）

電話（054）238-4485

令和6(2024)年度

静岡大学大学院
人文社会科学研究科修士課程
学生募集要項

社会人リカレント修士特別選抜入試
令和6年4月期入学



静岡大学

【目 次】

	(頁)
・ 静岡大学の理念と目標	1
・ 人文社会科学研究科アドミッション・ポリシー	2
・ 静岡大学大学院人文社会科学研究科の理念	4
【募集要項】	
・ 臨床人間科学専攻	5
・ 比較地域文化専攻	12
・ 経済専攻	19
・ 指定出願書類一式	別添

静岡大学の理念と目標

理念「自由啓発・未来創成」

この理念は、教育だけでなく、なにごとにもとらわれない自由な発想に基づく独創的な研究、相互啓発的な社会との協働に不可欠であり、時代を越えて受け継がれるべきものです。静岡大学の学生・教職員は、このような認識の下で、教育、研究、社会連携・産学連携、国際連携の柱として、「自由啓発」の理念を引き続き高く掲げ、共に手を携えて地域の課題、さらには地球規模の諸問題に果敢にチャレンジするとともに、人類の平和と幸福を絶えず追求し、希望に満ちた未来を創り出す「未来創成」に全力を尽くします。

静岡大学は、以上のような意味での「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献していきます。

詳しくは <https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/goals/> を参照ください。

人文社会科学研究科 アドミッション・ポリシー

1. 育てる人間像

個別領域を越えた学際的・総合的な学習と研究を通じ、広い視野と実践的学識・素養をもつ高度専門職業人と、地域の課題にリーダーとして取り組み、改善策を提案し、地球の未来にも関心をもつ人材、分裂と衝突の時代を、共生と調和の時代に変えていく応用能力をもつ人材を育成します。

2. 目指す教育

人文社会科学研究科は、専門性と学際性、国際性と地域性を兼ね備えた高度専門職業人を養成します。

3. 求める学生像

対人援助の実践や社会政策、地域文化の創造や国際的コミュニケーション、企業経営や公共政策といった分野で地域社会や国際社会が抱える諸問題に積極的に取り組む意欲をもち、人文社会科学の各分野に関連する研究や実践を展開する意思を有する人の入学を期待します。

4. 入学に必要とされる資質・能力

学力検査（筆記試験又は論文審査）及び面接により、各専攻での学習と研究を開始するのに必要な専門知識、読解力、分析力、構想力、批判的・論理的思考力、及び問題意識、意欲、適性を評価します。

【入学者選抜の基本方針】

[臨床人間科学専攻]

臨床人間科学専攻は、保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動などの対人援助の実践や社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動しうる高度専門職業人の育成を目指しています。

そのため、臨床人間学・臨床心理学・臨床社会学・臨床身体運動学など広義の臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて、幅広い教養を身につけると同時に、援助実践、社会活動、政策提言のための専門的な知識と技能及び調査・研究の能力を養います。

選抜試験においては、本専攻において学ぶための基本となる、大学教育修了程度の専門的知識や読解力、幅広い視点からの分析力、構想力、批判的・論理的思考力、及び問題意識、意欲、適性などを、学力検査と面接をとおして総合的に判断します。

〈判定方法〉

《社会人リカレント修士特別選抜入試》

研究計画書審査による学力検査と面接とを同じ比重で評価した総合点で判定します。

[比較地域文化専攻]

比較地域文化専攻は、地域文化を継承・創造する能力と国際的コミュニケーション力を涵養し、地域に密着しながらも幅広い視野をもつ高度専門職業人の養成を目指します。

そのため、哲学・文化人類学・歴史学・文学・言語学といった人文学領域のディシプリンに基づき、多地域にわたる共時的あるいは通時的な社会文化現象や言語文化現象の探究を通じて、現代的諸問題への応用性も備えた研究能力を養います。

選抜試験においては、本専攻において学ぶための基本となる、大学教育修了程度の専門的知識や読解力、幅広い視点からの分析力、構想力、批判的・論理的思考力、及び問題意識、意欲、適性などを、学力検査と面接をとおして総合的に判断します。

〈判定方法〉

《社会人リカレント修士特別選抜入試》

研究計画書審査による学力検査と面接とを同じ比重で評価した総合点で判定します。

[経済専攻]

企業経営のグローバル化・情報化に伴い、現代企業をとりまく国際経済環境を総合的に理解し、経営管理・企業情報などに関する諸問題を解決する能力が重要となっています。また、地域の行政需要の高度化や個性化の要請に対応して地域の公共政策の面で、地域経済に関する総合的判断能力や政策立案能力をもつ人材が求められています。

経済専攻は、上記の社会的要請にこたえるため、経済学・経営学分野における高度で専門的な分析能力・応用能力をもつとともに、これらの個別領域を越えた学際的・総合的な実践的学識・素養をもつ人材の養成を教育方針としています。

選抜試験においては、本専攻において学ぶための基本となる、大学教育修了程度の知識や読解力、幅広い視点からの分析力、構想力、批判的・論理的思考力、及び問題意識、意欲、適性などを、学力検査と面接をとおして総合的に判断します。

〈判定方法〉

《社会人リカレント修士特別選抜入試》

研究計画書審査による学力検査と面接とを同じ比重で評価した総合点で判定します。

静岡大学大学院人文社会科学研究科の理念

静岡大学大学院人文社会科学研究科は、専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的としています。

これからの社会では、国際化、情報化、高齢化などが進むとともに、文化現象及び社会現象におけるいっそうの多様化と個性化が進行することでしょう。そのような社会的変化に的確に対応できる人材を養成するために、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の3専攻を設置し、それぞれの特色を生かして、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養します。

【臨床人間科学専攻】

臨床人間科学専攻は、保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動など対人援助の実践や社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動しうる高度専門職業人の育成を目指しています。

そのため、臨床人間学・臨床心理学・臨床社会学・臨床身体運動学など広義の臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて、幅広い教養を身につけると同時に、援助実践、社会活動、政策提言のための専門的な知識と技能及び調査・研究の能力を養います。

【比較地域文化専攻】

比較地域文化専攻は、地域文化を継承・創造する能力と国際的コミュニケーション力を涵養し、地域に密着しながらも幅広い視野をもつ高度専門職業人の養成を目指します。

そのため、哲学・文化人類学・歴史学・文学・言語学といった人文学領域のディシプリンに基づき、多地域にわたる共時的あるいは通時的な社会文化現象や言語文化現象の探究を通じて、現代的諸問題への応用性も備えた研究能力を養います。

【経済専攻】

企業経営のグローバル化・情報化に伴い、現代企業をとりまく国際経済環境を総合的に理解し、経営管理・企業情報などに関する諸問題を解決する能力が重要となっています。また、地域の行政需要の高度化や個性化の要請に対応して地域の公共政策の面で、地域経済に関する総合的判断能力や政策立案能力をもつ人材が求められています。

経済専攻は、上記の社会的要請にこたえるため、経済学・経営学分野における高度で専門的な分析能力・応用能力をもつとともに、これらの個別領域を越えた学際的・総合的な実践的学識・素養をもつ人材の養成を教育方針としています。

1 募集選考および人員

臨床人間科学専攻 若干名 (臨床心理学コースは募集しません)

2 試験日程

2 面接試験 令和6年1月20日(土)

3 出願期間

令和5年11月27日(月)から12月1日(金)まで
受付は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までです。
なお、郵送の場合も12月1日(金)午後5時必着です。

4 選抜方法

入学者の選抜は、面接、成績証明書等の提出書類を総合して行います。

- (1) 面接の期日 令和6年1月20日(土) 9:00～
- (2) 選抜方針と判定方法

〈選抜方針〉

臨床人間科学専攻は、保健・医療・福祉・教育・行政・NPO・市民運動などの対人援助の実践や社会政策の分野で、ケア・援助・支援・政策のあり方を探り実践的に活動しうる高度専門職業人の育成を目指しています。

そのため、臨床人間学・臨床心理学・臨床社会学・臨床身体運動学など広義の臨床人間科学の総合的な学習と研究を通じて、幅広い教養を身につけると同時に、援助実践、社会活動、政策提言のための専門的な知識と技能及び調査・研究の能力を養います。

選抜試験においては、本専攻において学ぶための基本となる、大学教育修了程度の専門的知識や読解力、幅広い視点からの分析力、構想力、批判的・論理的思考力、及び問題意識、意欲、適性などを、学力検査と面接をとおして総合的に判断します。

〈判定方法〉

- ① 総合点判定：専攻全体で、研究計画書審査と面接の総合点の高位順に合否を決定します。
- ② 同点者は同順位とし、同順位者が合格点であるときは、同順位者すべてを合格とします。
- ③ 「科目等の最低ライン設定」はありません。
- ④ 配点

選抜方式	研究計画書	面接	計
社会人リカレント修士特別選抜入試	100	100	200

- (3) 面接会場

静岡大学(静岡キャンパス)人文社会科学部棟または共通教育棟

5 出願資格

以下のA. B. C. の出願資格に該当する者

A. 一般入試の出願資格

令和6年3月末日をもって、下記(1)～(10)のいずれかに該当、あるいは該当する見込みの者

- (1) 大学を卒業した者

- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

B. 社会人入試の出願資格

上記の「A. 一般入試の出願資格」に加えて、次のいずれかに該当する者

- (1) 現に常勤の職を有し、入学後も在職のまま就学する予定の者
- (2) 入学時において大学卒業後 3 年以上経過している者
- (3) 社会人編入学試験等で学部に入学者、卒業した者又は卒業見込みの者
- (4) 入学時において大学卒業後 3 年以上経過していない者でも、社会人経験 3 年以上を有する者。ただし、昼間部の大学の在学期間はその期間に職業をもっていた場合でも、社会人としての経験に入りません。また、夜間・夜間主又は通信制の大学の在学期間に職業を持っていた場合は、職業についていた期間が社会人としての経験に入ります。

C. 社会人リカレント修士特別選抜入試の出願資格

社会人リカレント修士特別選抜を受験できるのは、上記 A. B. の出願資格に該当し、令和 6 年 3 月末日をもって、下記 (1) (2) に該当、あるいは該当する見込みの者

- (1) 科目等履修生等として修得した単位のうち、志望する専攻の修了要件科目を 10 単位以上修得した者
- (2) 科目等履修生として修得した単位のうち、「研究法」区分の単位を 2 単位以上修得した者

6 出願手続き

出願者は、下記の書類を、上記の出願期間内に提出してください。なお、郵送の場合は、必ず速達簡易書留郵便とし、封筒に「大学院出願書類在中」と朱書きしてください。

- (1) 入学志願票・受験票・写真票
本研究科所定の用紙を使用してください。
- (2) 卒業（見込）証明書
様式随意（コピー不可）
- (3) 成績証明書
様式随意（コピー不可）
- (4) 研究計画書
様式随意（「研究計画」について、4,000字程度でまとめてください。）
- (5) 推薦書
様式随意（「研究法」の担当教員の推薦書）
- (6) 受験票等送付用封筒
本研究科所定の封筒を使用してください。あて先を明記し、354円分の切手を貼ってください。
- (7) あて名票
本研究科所定の用紙に合格通知を受け取る住所、氏名、郵便番号を明記してください。（注）様は消さないこと。
- (8) <入学検定料>振替払込受付証明書貼付用紙
（注）入学検定料受付証明書を貼付すること。
- (9) **B. 社会人入試の出願資格**を確認するために必要な下記の書類を併せて提出してください。
 - ① 受験理由書
・本研究科所定の用紙を使用してください。
 - ② 社会人入試の出願資格を証明できる下記の証明書を提出してください。
 - ・社会人入試の出願資格(1)で出願する者
在職・勤務証明書及び入学後も在職のまま就学する意思である旨の申立書
 - ・社会人入試の出願資格(2)で出願する者
(提出される大学卒業証明書で確認しますので、証明書は必要ありません)
 - ・社会人入試の出願資格(3)で出願する者
大学卒業又は卒業見込みについては、併せて提出する証明書で確認しますが、社会人編入学試験等で学部に入學した証明が必要です。
(ただし静岡大学人文学部（現 人文社会科学部）を社会人編入学試験等で入學した者については社会人編入学での証明を提出する必要はありません。)
 - ・社会人入試の出願資格(4)で出願する者
社会人経験3年以上の期間を証明する在職・勤務期間証明書
- ◎ 「(9) ①受験理由書」は、本研究科ウェブサイトからダウンロード可能です。
<https://www.hss.shizuoka.ac.jp/ghss/>
手書きまたはワープロで作成したものを所定様式に貼り付けても構いません。

7 障害等のある入学志願者の受験特別措置

- (1) 身体に障害等のある入学志願者で、受験及び修学に特別な配慮が必要な場合は、出願する前に、相談させていただくこともありますので、下記により申請してください。相談の結果は決定しだい、本人に連絡します。
- なお、申請前に本学のキャンパス（設置場所、環境等）を見学しておくことをお勧めします。

申請期限	令和5年10月27日（金）
申請の方法	所定の「受験特別措置申請書」に、「障害者手帳」の写し 又は医師の「診断書」を添えて申請してください。 なお、必要な場合は、本人又はその立場を代弁できる方（保護者等）との面談を行うことがあります。
連絡先	静岡大学人文社会科学部学務係

- (2) 出願締切日後に、不慮の事故等のため、受験及び修学に特別な配慮が必要な場合は、速やかに本人又は代理人が医師の「診断書」を持参のうえ、上記【連絡先】に申請してください。
- (3) 受験特別措置の許可を受けた場合には、出願書類送付封筒の表に「受験特別措置」と朱書きして、本学から送付された「特別措置についての通知」の写しを出願書類に同封してください。

【注】 1 郵便による照会及び『受験特別措置申請書』の用紙を請求する場合は、84円分の切手を貼り、請求者の郵便番号、住所、氏名を明記した『返信用封筒（長形3号：23.5 cm×12 cm）』を同封のうえ、上記連絡先まで送付してください。

2 電話による照会及び『受験特別措置申請書』を持参する場合は、土曜日、日曜日及び休日には受け付けませんので注意してください。

8 出願書類請求及び提出先等

静岡大学人文社会科学部学務係
〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836
TEL (054)238-4485
FAX (054)237-9247

9 注意事項

- (1) 出願後は、いかなる理由があっても出願事項の変更は認めません。
- (2) 書類不備のものは受け付けません。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 本研究科の選抜方法及び出願資格に関して照会する場合には、人文社会科学部学務係に問い合わせてください。
- (4) 本専攻に入学する場合には、「12 入学料及び授業料」に記載されているそれら金額を納付しなければなりません。また、就学に係る他の諸費用（住居費等）も自己負担となります。

10 大学院入試成績情報の提供

(1) 入試成績情報の開示

当該年度の修士課程における受験者で、不合格者に対して試験成績の開示申請を令和6年4月15日(月)から令和6年5月15日(水)まで受け付けます。詳細は本学入試課までお問い合わせください。

入試課 TEL (054)238-4464 〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836

(2) 入試問題の閲覧

大学院の過去問題については、人文社会科学部学務係及び入試情報閲覧室(静岡キャンパス共通教育A棟4階)で閲覧することができます。

11 合格発表及び入学手続き

(1) 合格発表について

令和6年2月5日(月)午後2時頃

本学共通教育L棟南側玄関に掲示するとともに、合格者本人に通知(郵送)します。

また、静岡大学人文社会科学部ホームページにも「合格者受験番号」を掲載します。閲覧期間は、合格発表日時から1週間です。

なお、本ホームページ上への「合格者受験番号」の掲載は、上記合格発表の日時の約1時間後になります。

(注) ホームページ上での発表は、参考として閲覧の上、合格通知書により確認してください。

静岡大学人文社会科学部専用サイト <https://www.hss.shizuoka.ac.jp/>

(2) 入学手続き等の詳細については、本人に別途通知します。

12 入学料及び授業料

入学料 282,000円〈令和5年度実績額〉

授業料 半期分 267,900円(年額 535,800円)〈令和5年度実績額〉

(1) 入学料は上記の入学手続きの際に納入してください。

前期分の授業料については、令和6年4月1日から同年4月30日までに納入してください。

(2) 入学料はいかなる理由があっても返還しません。

(3) 本学では、文部科学省の定める標準額に準拠することとしています。

(4) 在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

13 入学検定料関係

(1) 検定料：30,000円

(2) 振込場所：郵便局(ゆうちょ銀行)の受付窓口

(注) ゆうちょ銀行以外の銀行からの払い込みはできません。

(3) 払込方法：同封の払込取扱票により必ず窓口で払い込んでください。

A T M(現金自動預払機)は利用しないでください。

(注) ・払込取扱票の「ご依頼人」欄(3カ所)に住所、氏名等を、黒又は青色のボールペンで正確に必ず記入してください。

・「振替払込受付証明書」を郵便局(ゆうちょ銀行)の受付窓口から受け取る際には、必ず日付印の押印を確認してください。

・「払込受領証」は、受験票を受け取るまでは大切に保存ください。

(4) 振替払込受付証明書：「〈入学検定料〉振替払込受付証明書」貼付用紙の
所定欄に貼り付け、他の出願書類とともに提出してください。

(5) 払込後の返還

○ 検定料の返還について

払込後の入学検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。

- ① 検定料を払い込んだが、本学大学院に出願しなかった場合
- ② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- ③ 出願書類に不備等があり、出願が受理されなかった場合

○ 返還する検定料の金額

志願者本人の申し出により二重払い込み分又は全額を返還します。

○ 検定料の返還請求の方法

上記の①又は②に該当する場合は、便せん等を使って、次の1～8を明記した検定料返還請求書を作成し、必ず「振替払込受付証明書（入学検定料受付証明書）」又は「払込金受領証」を添付して、令和5年12月8日（金）〔必着〕までに、静岡大学人文社会科学部学務係（〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836）へ郵送してください。

③の場合は出願書類返却時に、「検定料返還請求書」を同封しますので、必要事項を記入の上郵送してください。

なお、返還に係る振込手数料は請求者の負担とします。

静岡大学大学院入学検定料返還請求書

- 1 返還請求の理由
- 2 入試区分（選抜方式）（一般入試、社会人入試、外国人留学生入試等）
- 3 出願しようとした大学院研究科専攻名
- 4 氏名（フリガナ）
- 5 現住所
- 6 連絡先電話番号
- 7 返還請求額
- 8 返還金振込先
 - ・ 金融機関名、支店名
 - ・ 預金種別（当座・普通）、口座番号
 - ・ 口座名義人（フリガナ）
 - ・ 口座名義人が志願者と異なる場合は、志願者との続柄

<大規模災害に被災した入学志願者の入学検定料等の特別措置について>

大規模災害に被災した志願者の入学検定料について、志願者からの免除申請に基づき入学検定料の全額を免除又は返還します。

詳しくは、専用サイト (<https://www.shizuoka.ac.jp/nyushi/guide/tokubetsusochi/>) をご覧ください。

14 個人情報の取扱い

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「静岡大学個人情報管理規則」に基づいて、次のとおり取り扱います。

- (1) 出願書類に記載された個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用します。
- (2) 入学者の個人情報については、①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）、③授業料徴収に関する業務、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用します。

15 安全保障輸出管理について

静岡大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「静岡大学安全保障輸出管理規則」を定め、外国人留学生の受入れに際し厳格な審査を実施しています。

規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、注意してください。

【参考】「静岡大学安全保障輸出管理規則」

静岡大学規則集

<https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/aggregate/catalog/index.htm>

第2章 組織・運営> 静岡大学安全保障輸出管理規則

経済産業省「安全保障貿易管理」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

ENGLISH PAGE <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html>

1 募集選考および人員

比較地域文化専攻 若干名

2 試験日程

2 面接試験 令和6年1月20日（土）

3 出願期間

令和5年11月27日（月）から12月1日（金）まで
受付は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までです。
なお、郵送の場合も12月1日（金）午後5時必着です。

4 選抜方法

入学者の選抜は、面接、成績証明書等の提出書類を総合して行います。

(1) 面接の期日 令和6年1月20日（土） 9:00～

(2) 選抜方針と判定方法

〈選抜方針〉

比較地域文化専攻は、地域文化を継承・創造する能力と国際的コミュニケーション力を涵養し、地域に密着しながらも幅広い視野をもつ高度専門職業人の養成を目指します。

そのため、哲学・文化人類学・歴史学・文学・言語学といった人文学領域のディシプリンに基づき、多地域にわたる共時的あるいは通時的な社会文化現象や言語文化現象の探究を通じて、現代的諸問題への応用性も備えた研究能力を養います。

選抜試験においては、本専攻において学ぶための基本となる、大学教育修了程度の専門的知識や読解力、幅広い視点からの分析力、構想力、批判的・論理的思考力、及び問題意識、意欲、適性などを、学力検査と面接をとおして総合的に判断します。

〈判定方法〉

- ① 総合点判定：専攻全体で、研究計画書審査と面接の総合点の高位順に合否を決定します。
- ② 同点者は同順位とし、同順位者が合格点であるときは、同順位者すべてを合格とします。
- ③ 「科目等の最低ライン設定」はありません。
- ④ 配点

選抜方式	研究計画書	面接	計
社会人リカレント修士特別選抜入試	100	100	200

(3) 面接会場

静岡大学（静岡キャンパス）人文社会科学部棟または共通教育棟

5 出願資格

以下のA. B. C. の出願資格に該当する者

A. 一般入試の出願資格

令和6年3月末日をもって、下記(1)～(10)のいずれかに該当、あるいは該当する見込みの者

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者

B. 社会人入試の出願資格

上記の「A. 一般入試の出願資格」に加えて、次のいずれかに該当する者

- (1) 現に常勤の職を有し、入学後も在職のまま就学する予定の者
- (2) 入学時において大学卒業後 3 年以上経過している者
- (3) 社会人編入学試験等で学部に入学者、卒業した者又は卒業見込みの者
- (4) 入学時において大学卒業後 3 年以上経過していない者でも、社会人経験 3 年以上を有する者。ただし、昼間部の大学の在学期間はその期間に職業をもっていた場合でも、社会人としての経験に入りません。また、夜間・夜間主又は通信制の大学の在学期間に職業を持っていた場合は、職業についていた期間が社会人としての経験に入ります。

C. 社会人リカレント修士特別選抜入試の出願資格

社会人リカレント修士特別選抜を受験できるのは、上記 A. B. の出願資格に該当し、令和 6 年 3 月末日をもって、下記 (1) (2) に該当、あるいは該当する見込みの者

- (1) 科目等履修生等として修得した単位のうち、志望する専攻の修了要件科目を 10 単位以上修得した者
- (2) 科目等履修生として修得した単位のうち、「研究法」区分の単位を 2 単位以上修得した者

6 出願手続き

出願者は、下記の書類を、上記の出願期間内に提出してください。なお、郵送の場合は、必ず速達簡易書留郵便とし、封筒に「大学院出願書類在中」と朱書きしてください。

(1) 入学志願票・受験票・写真票

本研究科所定の用紙を使用してください。

(2) 卒業（見込）証明書

様式随意（コピー不可）

(3) 成績証明書

様式随意（コピー不可）

(4) 研究計画書

様式随意（「研究計画」の内容について、4,000字程度でまとめてください。）

(5) 推薦書

様式随意（「研究法」の担当教員の推薦書）

(6) 受験票等送付用封筒

本研究科所定の封筒を使用してください。あて先を明記し、354円分の切手を貼ってください。

(7) あて名票

本研究科所定の用紙に合格通知を受け取る住所、氏名、郵便番号を明記してください。

（注）様は消さないこと。

(8) <入学検定料>振替払込受付証明書貼付用紙

（注）入学検定料受付証明書を貼付すること。

(9) B. **社会人入試の出願資格**を確認するために必要な下記の書類を併せて提出してください。

① 受験理由書

・本研究科所定の用紙を使用してください。

② 社会人入試の出願資格を証明できる下記の証明書を提出してください。

・社会人入試の出願資格(1)で出願する者

在職・勤務証明書及び入学後も在職のまま就学する意思である旨の申立書

・社会人入試の出願資格(2)で出願する者

（提出される大学卒業証明書で確認しますので、証明書は必要ありません）

・社会人入試の出願資格(3)で出願する者

大学卒業又は卒業見込みについては、併せて提出する証明書で確認しますが、社会人編入学試験等で学部に入學した証明が必要です。

（ただし静岡大学人文学部（現 人文社会科学部）を社会人編入学試験等で入學した者については社会人編入学での証明を提出する必要はありません。）

・社会人入試の出願資格(4)で出願する者

社会人経験3年以上の期間を証明する在職・勤務期間証明書

◎ 「(9) ①受験理由書」は、本研究科ウェブサイトから

ダウンロード可能です。<https://www.hss.shizuoka.ac.jp/ghss/>

手書きまたはワープロで作成したものを所定様式に貼り付けても構いません。

7 障害等のある入学志願者の受験特別措置

- (1) 身体に障害等のある入学志願者で、受験及び修学に特別な配慮が必要な場合は、出願する前に、相談させていただくこともありますので、下記により申請してください。相談の結果は決定しだい、本人に連絡します。
- なお、申請前に本学のキャンパス（設置場所、環境等）を見学しておくことをお勧めします。

申請期限	令和5年10月27日（金）
申請の方法	所定の「受験特別措置申請書」に、「障害者手帳」の写し 又は医師の「診断書」を添えて申請してください。 なお、必要な場合は、本人又はその立場を代弁できる方（保護者等）との面談を行うことがあります。
連絡先	静岡大学人文社会科学部学務係

- (2) 出願締切日後に、不慮の事故等のため、受験及び修学に特別な配慮が必要な場合は、速やかに本人又は代理人が医師の「診断書」を持参のうえ、上記【連絡先】に申請してください。
- (3) 受験特別措置の許可を受けた場合には、出願書類送付封筒の表に「受験特別措置」と朱書きして、本学から送付された「特別措置についての通知」の写しを出願書類に同封してください。
- 【注】 1 郵便による照会及び『受験特別措置申請書』の用紙を請求する場合は、84円分の切手を貼り、請求者の郵便番号、住所、氏名を明記した『返信用封筒（長形3号：23.5 cm×12 cm）』を同封のうえ、上記連絡先まで送付してください。
- 2 電話による照会及び『受験特別措置申請書』を持参する場合は、土曜日、日曜日及び休日には受け付けませんので注意してください。

8 出願書類請求及び提出先等

静岡大学人文社会科学部学務係
〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836
TEL (054) 238-4485
FAX (054) 237-9247

9 注意事項

- (1) 出願後は、いかなる理由があっても出願事項の変更は認めません。
- (2) 書類不備のものは受け付けません。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 本研究科の選抜方法及び出願資格に関して照会する場合には、人文社会科学部学務係に問い合わせてください。
- (4) 本専攻に入学する場合には、「12 入学料及び授業料」に記載されているそれら金額を納付しなければなりません。また、就学に係る他の諸費用（住居費等）も自己負担となります。

10 大学院入試成績情報の提供

(1) 入試成績情報の開示

当該年度の修士課程における受験者で、不合格者に対して試験成績の開示申請を令和6年4月15日(月)から令和6年5月15日(水)まで受け付けます。詳細は本学入試課までお問い合わせください。

入試課 TEL (054)238-4464 〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836

(2) 入試問題の閲覧

大学院の過去問題については、人文社会科学部学務係及び入試情報閲覧室(静岡キャンパス共通教育A棟4階)で閲覧することができます。

11 合格発表及び入学手続き

(1) 合格発表について

令和6年2月5日(月)午後2時頃

本学共通教育L棟南側玄関に掲示するとともに、合格者本人に通知(郵送)します。

また、静岡大学人文社会科学部ホームページにも「合格者受験番号」を掲載します。閲覧期間は、合格発表日時から1週間です。

なお、本ホームページ上への「合格者受験番号」の掲載は、上記合格発表の日時の約1時間後になります。

(注) ホームページ上での発表は、参考として閲覧の上、合格通知書により確認してください。

静岡大学人文社会科学部専用サイト <https://www.hss.shizuoka.ac.jp/>

(2) 入学手続き等の詳細については、本人に別途通知します。

12 入学料及び授業料

入学料 282,000円〈令和5年度実績額〉

授業料 半期分 267,900円(年額 535,800円)〈令和5年度実績額〉

(1) 入学料は上記の入学手続きの際に納入してください。

前期分の授業料については、令和6年4月1日から同年4月30日までに納入してください。

(2) 入学料はいかなる理由があっても返還しません。

(3) 本学では、文部科学省の定める標準額に準拠することとしています。

(4) 在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

13 入学検定料関係

(1) 検定料：30,000円

(2) 振込場所：郵便局(ゆうちょ銀行)の受付窓口

(注) ゆうちょ銀行以外の銀行からの払い込みはできません。

(3) 払込方法：同封の払込取扱票により必ず窓口で払い込んでください。

A T M(現金自動預払機)は利用しないでください。

(注)・払込取扱票の「ご依頼人」欄(3カ所)に住所、氏名等を、黒又は青色のボールペンで正確に必ず記入してください。

・「振替払込受付証明書」を郵便局(ゆうちょ銀行)の受付窓口から受け取る際には、必ず日付印の押印を確認してください。

・「払込受領証」は、受験票を受け取るまでは大切に保存ください。

(4) 振替払込受付証明書：「〈入学検定料〉振替払込受付証明書」貼付用紙の

所定欄に貼り付け、他の出願書類とともに提出してください。

(5) 払込後の返還

○検定料の返還について

払込後の入学検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。

- ① 検定料を払い込んだが、本学大学院に出願しなかった場合
- ② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
- ③ 出願書類に不備等があり、出願が受理されなかった場合

○返還する検定料の金額

志願者本人の申し出により二重払い込み分又は全額を返還します。

○検定料の返還請求の方法

上記の①又は②に該当する場合は、便せん等を使って、次の1～8を明記した検定料返還請求書を作成し、必ず「振替払込受付証明書（入学検定料受付証明書）」又は「払込金受領証」を添付して、令和5年12月8日（金）〔必着〕までに、静岡大学人文社会科学部学務係（〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836）へ郵送してください。

③の場合は出願書類返却時に、「検定料返還請求書」を同封しますので、必要事項を記入の上郵送してください。

なお、返還に係る振込手数料は請求者の負担とします。

静岡大学大学院入学検定料返還請求書

- 1 返還請求の理由
- 2 入試区分（選抜方式）（一般入試、社会人入試、外国人留学生入試等）
- 3 出願しようとした大学院研究科専攻名
- 4 氏名（フリガナ）
- 5 現住所
- 6 連絡先電話番号
- 7 返還請求額
- 8 返還金振込先
 - ・ 金融機関名、支店名
 - ・ 預金種別（当座・普通）、口座番号
 - ・ 口座名義人（フリガナ）
 - ・ 口座名義人が志願者と異なる場合は、志願者との続柄

<大規模災害に被災した入学志願者の入学検定料等の特別措置について>

大規模災害に被災した志願者の入学検定料について、志願者からの免除申請に基づき入学検定料の全額を免除又は返還します。

詳しくは、専用サイト(<https://www.shizuoka.ac.jp/nyushi/guide/tokubetsusochi/>)をご覧ください。

14 個人情報の取扱い

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「静岡大学個人情報管理規則」に基づいて、次のとおり取り扱います。

- (1) 出願書類に記載された個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用します。
- (2) 入学者の個人情報については、①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）、③授業料徴収に関する業務、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用します。

15 安全保障輸出管理について

静岡大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「静岡大学安全保障輸出管理規則」を定め、外国人留学生の受入れに際し厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、注意してください。

【参考】「静岡大学安全保障輸出管理規則」

静岡大学規則集

<https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/aggregate/catalog/index.htm>

第2章 組織・運営 > 静岡大学安全保障輸出管理規則

経済産業省「安全保障貿易管理」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

ENGLISH PAGE <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html>

1 募集選考および人員

経済専攻 若干名

2 試験日程

2 面接試験 令和6年1月20日（土）

3 出願期間

令和5年11月27日（月）から12月1日（金）まで

受付は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時までです。

なお、郵送の場合も12月1日（金）午後5時必着です。

4 選抜方法

入学者の選抜は、面接、成績証明書等の提出書類を総合して行います。

(1) 面接の期日 令和6年1月20日（土） 9:00～

(2) 選抜方針と判定方法

〈選抜方針〉

企業経営のグローバル化・情報化に伴い、現代企業をとりまく国際経済環境を総合的に理解し、経営管理・企業情報などに関する諸問題を解決する能力が重要となっています。また、地域の行政需要の高度化や個性化の要請に対応して地域の公共政策の面で、地域経済に関する総合的判断能力や政策立案能力をもつ人材が求められています。

経済専攻は、上記の社会的要請にこたえるため、経済学・経営学分野における高度で専門的な分析能力・応用能力をもつとともに、これらの個別領域を越えた学際的・総合的な実践的学識・素養をもつ人材の養成を教育方針としています。

選抜試験においては、本専攻において学ぶための基本となる、大学教育修了程度の知識や読解力、幅広い視点からの分析力、構想力、批判的・論理的思考力、及び問題意識、意欲、適性などを、学力検査と面接をとおして総合的に判断します。

〈判定方法〉

- ① 総合点判定：研究計画書検査と面接の総合点の高位順に合否を決定します。
- ② 同点者は同順位とし、同順位者が合格点であるときは、同順位者すべてを合格とします。
- ③ 「科目等の最低ライン設定」はありません。
- ④ 配点

選抜方式	研究計画書	面接	計
社会人リカレント修士特別選抜入試	100	100	200

(3) 面接会場

静岡大学（静岡キャンパス）人文社会科学部棟または共通教育棟

5 出願資格

以下のA. B. C. の出願資格に該当する者

A. 一般入試の出願資格

令和6年3月末日をもって、下記(1)～(10)のいずれかに該当、あるいは該当する見込みの者

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- (9) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者

B. 社会人入試の出願資格

上記の「A. 一般入試の出願資格」に加えて、次のいずれかに該当する者

- (1) 現に常勤の職を有し、入学後も在職のまま就学する予定の者
- (2) 入学時において大学卒業後 3 年以上経過している者
- (3) 社会人編入学試験等で学部に入学者、卒業した者又は卒業見込みの者
- (4) 入学時において大学卒業後 3 年以上経過していない者でも、社会人経験 3 年以上を有する者。ただし、昼間部の大学の在学期間はその期間に職業をもっていた場合でも、社会人としての経験に入りません。また、夜間・夜間主又は通信制の大学の在学期間に職業を持っていた場合は、職業についていた期間が社会人としての経験に入ります。

C. 社会人リカレント修士特別選抜入試の出願資格

社会人リカレント修士特別選抜を受験できるのは、上記 A. B. の出願資格に該当し、令和 6 年 3 月末日をもって、下記 (1) (2) に該当、あるいは該当する見込みの者

- (1) 科目等履修生等として修得した単位のうち、志望する専攻の修了要件科目を 10 単位以上修得した者
- (2) 科目等履修生として修得した単位のうち、「研究法」区分の単位を 2 単位以上修得した者

6 出願手続き

出願者は、下記の書類を、上記の出願期間内に提出してください。なお、郵送の場合は、必ず速達簡易書留郵便とし、封筒に「大学院出願書類在中」と朱書きしてください。

- (1) 入学志願票・受験票・写真票
本研究科所定の用紙を使用してください。
- (2) 卒業（見込）証明書
様式随意（コピー不可）
- (3) 成績証明書
様式随意（コピー不可）
- (4) 研究計画書
本研究科所定の用紙に入学後に行う予定の研究計画を記入してください。
- (5) 推薦書
様式随意（「研究法」の担当教員の推薦書）
- (6) 受験票等送付用封筒
本研究科所定の封筒を使用してください。あて先を明記し、354 円分の切手を貼ってください。
- (7) あて名票
本研究科所定の用紙に合格通知を受け取る住所、氏名、郵便番号を明記してください。（注）様は消さないこと。
- (8) <入学検定料>振替払込受付証明書貼付用紙
（注）入学検定料受付証明書を貼付すること。
- (9) **B. 社会人入試の出願資格**を確認するために必要な下記の書類を併せて提出してください。
 - ① 受験理由書
 - ・本研究科所定の用紙を使用してください。（上記（4）研究計画書の受験動機・受験理由欄に記入してください。）
 - ② 社会人入試の出願資格を証明できる下記の証明書を提出してください。
 - ・社会人入試の出願資格(1)で出願する者
在職・勤務証明書及び入学後も在職のまま就学する意思である旨の申立書
 - ・社会人入試の出願資格(2)で出願する者
（提出される大学卒業証明書で確認しますので、証明書は必要ありません）
 - ・社会人入試の出願資格(3)で出願する者
大学卒業又は卒業見込みについては、併せて提出する証明書で確認しますが、社会人編入学試験等で学部に入學した証明が必要です。
（ただし静岡大学人文学部（現 人文社会科学部）を社会人編入学試験等で入學した者については社会人編入学での証明を提出する必要はありません。）
 - ・社会人入試の出願資格(4)で出願する者
社会人経験 3 年以上の期間を証明する在職・勤務期間証明書
- ◎ 「（9）①受験理由書」は、本研究科ウェブサイトからダウンロード可能です。
<https://www.hss.shizuoka.ac.jp/ghss/>
手書きまたはワープロで作成したものを所定様式に貼り付けても構いません。

7 障害等のある入学志願者の受験特別措置

- (1) 身体に障害等のある入学志願者で、受験及び修学に特別な配慮が必要な場合は、出願する前に、相談させていただくこともありますので、下記により申請してください。相談の結果は決定しだい、本人に連絡します。
- なお、申請前に本学のキャンパス（設置場所、環境等）を見学しておくことをお勧めします。

申請期限	令和5年10月27日（金）
申請の方法	所定の「受験特別措置申請書」に、「障害者手帳」の写し又は医師の「診断書」を添えて申請してください。 なお、必要な場合は、本人又はその立場を代弁できる方（保護者等）との面談を行うことがあります。
連絡先	静岡大学人文社会科学部学務係

- (2) 出願締切日後に、不慮の事故等のため、受験及び修学に特別な配慮が必要な場合は、速やかに本人又は代理人が医師の「診断書」を持参のうえ、上記【連絡先】に申請してください。
- (3) 受験特別措置の許可を受けた場合には、出願書類送付封筒の表に「受験特別措置」と朱書きして、本学から送付された「特別措置についての通知」の写しを出願書類に同封してください。
- 【注】 1 郵便による照会及び『受験特別措置申請書』の用紙を請求する場合は、84円分の切手を貼り、請求者の郵便番号、住所、氏名を明記した『返信用封筒（長形3号：23.5 cm×12 cm）』を同封のうえ、上記連絡先まで送付してください。
- 2 電話による照会及び『受験特別措置申請書』を持参する場合は、土曜日、日曜日及び休日には受け付けませんので注意してください。

8 出願書類請求及び提出先等

静岡大学人文社会科学部学務係
〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836
TEL (054) 238-4485
FAX (054) 237-9247

9 注意事項

- (1) 出願後は、いかなる理由があっても出願事項の変更は認めません。
- (2) 書類不備のものは受け付けません。また、提出された書類は返却しません。
- (3) 本研究科の選抜方法及び出願資格に関して照会する場合には、人文社会科学部学務係に問い合わせてください。
- (4) 本専攻に入学する場合には、「12 入学料及び授業料」に記載されているそれら金額を納付しなければなりません。また、就学に係る他の諸費用（住居費等）も自己負担となります。

10 大学院入試成績情報の提供

- (1) 入試成績情報の開示

当該年度の修士課程における受験者で、不合格者に対して試験成績の開示申請を令和6年4月15日（月）から令和6年5月15日（水）まで受け付けます。詳細は本学入試課までお問い合わせください。

入試課 TEL (054)238-4464 〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836

(2) 入試問題の閲覧

大学院の過去問題については、人文社会科学部学務係及び入試情報閲覧室（静岡キャンパス共通教育A棟4階）で閲覧することができます。

11 合格発表及び入学手続き

(1) 合格発表について

令和6年2月5日（月）午後2時頃

本学共通教育L棟南側玄関に掲示するとともに、合格者本人に通知（郵送）します。

また、静岡大学人文社会科学部ホームページにも「合格者受験番号」を掲載します。閲覧期間は、合格発表日時から1週間です。

なお、本ホームページ上への「合格者受験番号」の掲載は、上記合格発表の日時の約1時間後になります。

（注）ホームページ上での発表は、参考として閲覧の上、合格通知書により確認してください。

静岡大学人文社会科学部専用サイト <https://www.hss.shizuoka.ac.jp/>

(2) 入学手続き等の詳細については、本人に別途通知します。

12 入学料及び授業料

入学料 282,000円（令和5年度実績額）

授業料 半期分 267,900円（年額 535,800円）（令和5年度実績額）

(1) 入学料は上記の入学手続きの際に納入してください。

前期分の授業料については、令和6年4月1日から同年4月30日までに納入してください。

(2) 入学料はいかなる理由があっても返還しません。

(3) 本学では、文部科学省の定める標準額に準拠することとしています。

(4) 在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

13 入学検定料関係

(1) 検定料：30,000円

(2) 振込場所：郵便局（ゆうちょ銀行）の受付窓口

（注）ゆうちょ銀行以外の銀行からの払い込みはできません。

(3) 払込方法：同封の払込取扱票により必ず窓口で払い込んでください。

A T M（現金自動預払機）は利用しないでください。

（注）・払込取扱票の「ご依頼人」欄（3カ所）に住所、氏名等を、黒又は青色のボールペンで正確に必ず記入してください。

・「振替払込受付証明書」を郵便局（ゆうちょ銀行）の受付窓口から受け取る際には、必ず日付印の押印を確認してください。

・「払込受領証」は、受験票を受け取るまでは大切に保存ください。

(4) 振替払込受付証明書：「〈入学検定料〉振替払込受付証明書」貼付用紙の所定欄に貼り付け、他の出願書類とともに提出してください。

(5) 払込後の返還

○検定料の返還について

払込後の入学検定料は、次の場合を除き、いかなる理由があっても返還できません。

- ① 検定料を払い込んだが、本学大学院に出願しなかった場合
 - ② 検定料を誤って二重に払い込んだ場合
 - ③ 出願書類に不備等があり、出願が受理されなかった場合
- 返還する検定料の金額
志願者本人の申し出により二重払い込み分又は全額を返還します。
- 検定料の返還請求の方法
上記の①又は②に該当する場合は、便せん等を使って、次の1～8を明記した検定料返還請求書を作成し、必ず「振替払込受付証明書（入学検定料受付証明書）」又は「払込金受領証」を添付して、令和5年12月8日（金）〔必着〕までに、静岡大学人文社会科学部学務係（〒422-8529 静岡市駿河区大谷836）へ郵送してください。
- ③の場合は出願書類返却時に、「検定料返還請求書」を同封しますので、必要事項を記入の上郵送してください。
なお、返還に係る振込手数料は請求者の負担とします。

静岡大学大学院入学検定料返還請求書

- 1 返還請求の理由
- 2 入試区分（選抜方式）（一般入試、社会人入試、外国人留学生入試等）
- 3 出願しようとした大学院研究科専攻名
- 4 氏名（フリガナ）
- 5 現住所
- 6 連絡先電話番号
- 7 返還請求額
- 8 返還金振込先
 - ・金融機関名、支店名
 - ・預金種別（当座・普通）、口座番号
 - ・口座名義人（フリガナ）
 - ・口座名義人が志願者と異なる場合は、志願者との続柄

<大規模災害に被災した入学志願者の入学検定料等の特別措置について>

大規模災害に被災した志願者の入学検定料について、志願者からの免除申請に基づき入学検定料の全額を免除又は返還します。

詳しくは、専用サイト(<https://www.shizuoka.ac.jp/nyushi/guide/tokubetsusochi/>)をご覧ください。

14 個人情報の取扱い

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「静岡大学個人情報管理規則」に基づいて、次のとおり取り扱います。

- (1) 出願書類に記載された個人情報については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続業務、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用します。
- (2) 入学者の個人情報については、①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等）、③授業料徴収に関する業務、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用します。

15 安全保障輸出管理について

静岡大学では、「外国為替及び外国貿易法」に基づき、「静岡大学安全保障輸出管理規則」を定め、外国人留学生の受入れに際し厳格な審査を実施しています。規制事項に該当する場合は、希望する教育が受けられない場合や研究ができない場合がありますので、注意してください。

【参考】「静岡大学安全保障輸出管理規則」

静岡大学規則集

<https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/aggregate/catalog/index.htm>

第2章 組織・運営 > 静岡大学安全保障輸出管理規則

経済産業省「安全保障貿易管理」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

ENGLISH PAGE <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html>